（認定経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請）

第九十一条の九　法第百十六条の四第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の六の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2　前項の申請書には、認定経営基盤強化計画の写しを添付するものとする。

（認定証の交付）

第九十一条の十　総務大臣は、法第百十六条の四第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の七の様式の認定証を交付する。

（軽微な変更）

第九十一条の十一　法第百十六条の四第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

二　特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合の変更（変更後の割合が第九十一条の三に定める割合を超えるものに限る。）

2　法第百十六条の四第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の八の様式により行うものとする。

（実施状況の報告）

第九十一条の十二　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、認定経営基盤強化計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、当該事業年度終了後三月以内に、別表第二十一号の九の様式により、総務大臣に報告しなければならない。

（認定経営基盤強化計画の認定の取消し）

第九十一条の十三　総務大臣は、法第百十六条の四第五項の規定により認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、その理由を記載した文書を当該認定を取り消された国内基幹放送事業者に送付しなければならない。

2　総務大臣は、認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により、その取消しの日付及び当該認定を取り消された国内基幹放送事業者の名称を公表するものとする。

第百八十三条第二号中「次条第二号」を「第百八十四条」に改める。

第百八十三条の次に次の一条を加える。

（適切な経営管理を行うために必要な資産）

第百八十三条の二　法第百五十九条第二項第三号（法第百六十五条第二項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める資産は、次に掲げる資産（設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、第二号及び第三号）とする。

一　流動資産（流動資産の合計額に最終の損益計算書に計上された収益の次に掲げるものの額の収益の額に対する割合を乗じて得た額に相当する資産に限る。）

イ　申請対象会社が自ら行う放送の業務（前条第三号の放送の業務に密接に関連する業務を含む。以下この条において同じ。）に係る収益

ロ　イに掲げるもののほか、子会社基幹放送事業者等（子会社である基幹放送事業者及び前条各号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に係る受取配当金その他子会社基幹放送事業者等との取引により生じた収益

二　放送の業務の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産

三　子会社基幹放送事業者等に係る貸付金（設立後最初の事業年度を経過している場合にあつては、流動資産に属するものを除く。）

第百八十四条を次のように改める。

（総資産の額の合計方法）

第百八十四条　法第百五十九条第二項第三号（法第百六十五条第二項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法による資産の合計金額は、申請対象会社の最終の貸借対照表（当該申請対象会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該申請対象会社の成立時の貸借対照表）による資産の合計金額から子会社等でない者に係る投資その他の資産の合計金額を控除した額とする。

第百八十八条中「第百五十九条第三項第四号」を「第百五十九条第三項第五号」に改め、同条第一号中「子会社」の下に「その他の関係会社」を加え、同条第二号中「取得価額」の下に「及び第百八十三条の二の資産の額」を加える。

第百八十九条第一項第二号及び第三号並びに第二項並びに第百九十四条第二号中「子会社」を「関係会社」に改める。

第二百五条第一項第二号中「第二百七条第一項第一号」を「第二百七条第五項第三号」に改め、「及び第二百七条」を削る。

第二百七条を次のように改める。

（保有基準割合）

第二百七条　法第百六十四条第二項の総務省令で定める割合は、三分の一とする。

2　前項の規定にかかわらず、一の者が次の各号のいずれかに該当する場合における当該一の者に係る法第百六十四条第二項の総務省令で定める割合は、十分の一とする。

一　特別地上基幹放送事業者

二　特別地上基幹放送事業者に対して支配関係（特定議決権保有関係を含む。）を有する者

3　一の者に係る特定集団が一の特定放送対象地域の全部又は一部においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計がいずれの特定放送対象地域においても一を超えない場合における当該一の者に係る前項の規定の適用については、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、特別地上基幹放送事業者に該当しないものとみなす。

4　一の者に係る特定集団が一の特定放送対象地域の全部又は一部においてラジオ放送（コミュニティ放送を除く。以下この項において同じ。）による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計がいずれの特定放送対象地域においても四を超えない場合における当該一の者に係る第二項の規定の適用については、ラジオ放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、特別地上基幹放送事業者に該当しないものとみなす。

5　この条において使用する用語は、法及び表現の自由享有基準において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　特定関係会社　特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合における関係会社をいう。

二　特定放送対象地域　認定放送持株会社の特定関係会社が行う地上基幹放送の業務に係る放送対象地域をいう。

三　特別地上基幹放送事業者　特定放送対象地域と重複する放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者（認定放送持株会社の関係会社を除く。）をいう。

四　特定集団　一の者及び当該一の者がある者に対して支配関係（特定議決権保有関係を含む。）を有する場合におけるその者並びに認定放送持株会社の関係会社から成る集団をいう。

第二百十六条第一項中「（第五章」を「（第五章（第二節第三款を除く。）」に改め、「第四章」の下に「（第三節の二を除く。）」を加える。

別表第六の一号から別表第六の三号までの規定中「第93条第3項」を「第93条第2項」に改める。

別表第七の一号の表中「100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項」を「3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項」に改め、同表注2